

〔参照条文〕

○独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第32条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5 審議会は、第3項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べるることができる。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第34条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第35条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

（財務諸表等）

第38条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見

(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。

- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

○独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年 12 月 6 日法律第 132 号）

（主務大臣等）

第 16 条 協会に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計（次号に規定するものを除く。）その他の管理業務に関する事項については、内閣総理大臣
 - 二 貸付業務に係る財務及び会計に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣
 - 三 一般業務に関する事項については、内閣総理大臣
 - 四 貸付業務に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣
- 2 協会に係る通則法における主務省は、内閣府とする。
 - 3 協会に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）

- 第 17 条 貸付業務に係る通則法第 28 条第 3 項、第 29 条第 3 項、第 30 条第 3 項、第 35 条第 2 項、第 38 条第 3 項、第 45 条第 4 項、第 46 条の 2 第 5 項、第 46 条の 3 第 6 項及び第 48 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。
- 2 内閣府の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、貸付業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 一 通則法第 32 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定による評価を行おうとするとき。
 - 二 通則法第 32 条第 3 項後段（通則法第 34 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

○独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令（平成 15 年 9 月 30 日内閣府・農林水産省令第 12 号）

（各事業年度に係る業務実績に関する報告書の提出）

第 5 条 協会は、通則法第 32 条第 1 項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後 3 月以内に内閣府（貸付業務等に関する事項については、内閣府及び農林水産省）の評価委員会に提出しなければならない。